

葛飾区サッカー協会シニアの部大会要領 Over50 の部

- 第1条 本協会シニアの部の試合は、本規定によって行う。
「楽しく怪我なく末永く」を基本理念に、サッカーを生涯スポーツとして心身共に健康であり続けることを目標とする。
勝敗に拘るチーム及び選手の参加は基本理念に反するため認めない。
- 第2条 本協会シニアの部の大会は、協会大会（リーグ戦）とする。
- 第3条 加盟チームは、本協会に選手登録をした選手登録カードを提示しなければ、大会に出場できない。
- 第4条 出場選手は満50才以上の者とする。（誕生日以降可）また、同部内での重複登録は禁止するが、部外との重複登録は可とする。
- 第5条 不正出場が明らかになったチームは、失格とし以降本大会の出場を認めず、理事会での処分に従う。
- 第6条 試合時間は50分とし、ハーフタイム時5分間休憩とする。
- 第7条 試合の成立は、1チーム最低7名とする。7名に満たなかったチームの処置は、0-5の不戦敗とする。
7名以上で11名に満たない状況に限り、対戦相手チームの承認を得て他のチームの選手を借用することができる。但し、借用人数及び借用による試合数の制限を設ける場合がある。
（当該試合の借用チーム記録を審判報告書にその内容を記載する）
- 第8条 ゴールキーパーを除く選手のユニフォームが揃っていないチームは出場できない。背番号なし、背番号の重複は認めない。
但し、試合中の交換は可とする。
ユニフォームの下に白、黒色の長袖シャツ及び黒色のスパッツ着用を認める。
- 第9条 第一試合のチームはグラウンドの準備を行い、最終試合のチームはグラウンドの後片づけを行う。
- 第10条 審判は当日試合のあるチームより、事務局が指定しそれに従う。

- 第 1 1 条 試合中は審判チームが本部を担当し、本部席の設置及び撤去も分担する。
本部担当は、当該試合の審判報告書を作成し警告退場等の特記事項がある審判報告書は速やかに事務局へ送付（送信）する。
試合結果報告（本部担当）は事務局携帯（tj1948_thonma@docomo.ne.jp）へ当日中にメールにて送信する。
- 第 1 2 条 本部担当は、試合開始前に選手の用具、ユニフォーム及び選手登録カードの確認を行う。（先発メンバーのみ）
選手登録カードは、試合終了まで本部で管理する。
審判は有資格者とし正装とする。また、本部へ審判証の提示を義務づける。
- 第 1 3 条 選手交代は、ボールデッド時に主審の許可により本部席（センター）より入場することができる。
同一選手が、何回も交代できるものとする。（但し、退場処分者は除く）
- 第 1 4 条 ジャッジメントに対するクレームは一切認めず、主審の判断にて警告または退場処分を受ける場合がある。ベンチサイドも同様な取扱いがされる。
（クレーム等に対しては、審判報告書に記録する。）
- 第 1 5 条 危険防止のためスライディングタックルを禁止する。
真横からのスライディングタックルを警告、
後方からのスライディングタックルを退場処分とする。
再開は、直接フリーキックにより行う。
- 第 1 6 条 ゴールキーパーは、ペナルティエリア内では保護され、キーパーへのチャージはファウルとなり、再開は間接フリーキックにより行う。
- 第 1 7 条 イエロー 2 枚（累積）で 1 試合、レッド 1 枚で 2 試合、当該選手の出場停止処分とする。
- 第 1 8 条 チーム責任者は、当該試合での疑義等が発生した場合、所定の試合報告書を作成し、速やかに事務局へ提出しなければならない。
- 第 1 9 条 本規定の改廃は、部理事会の議決を経なければならない。
- 第 2 0 条 本規定に定めざる事項は、日本サッカー協会規則による。
- 第 2 1 条 大会参加費等は理事会での協議の上決定する。